

市町村国民健康保険への国庫負担の抜本的増額を求める意見書

今日、市町村国民健康保険事業は、加入している多くの人たちが高齢者や低所得者、無職者であることから、財政基盤がぜい弱で、厳しい市町村の財政状況の下、毎年一般会計からの多額の繰入れを行わざるを得ない状況となっている。また、加入者の所得が低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がるため、保険料の支払が困難となっている世帯が増えている。

このような事態に陥った原因は、国庫負担率の引下げが大きく影響している。昭和 59 年までは、掛かった医療費の 45 パーセントだったものが、医療給付費の 50 パーセント、つまり掛かった医療費の 38.5 パーセントに引き下げられた。また、今年度から国庫負担が 2 パーセント削減されることとなった。現在、国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は 25 パーセント程度となっている。さらに、市が独自に実施している子ども医療費の無料化についても交付金が削減されている。

よって、政府におかれては、国民健康保険制度を「社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」（国民健康保険法第 1 条）の立場に立って、加入者が安心して必要な医療が受けられるよう、国庫負担を抜本的に増額することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 19 日

日 田 市 議 会